

### 12月で終了します！ 住基カードおよび電子証明書の新規発行・更新手続き

平成28年1月以降は、個人番号カードがこれまでの住基カードの機能（コンビニ交付サービスの利用やe-taxの利用など）を引き継ぎます。  
**手続き終了日**以降に電子証明書の新規発行・更新を希望する人は、個人番号カードを申請してください。（個人番号カードには電子証明書が標準搭載されています。）  
ただし、現在お持ちの住基カードはカード券面記載の有効期限までは使用することができます。（個人番号カードを申請した場合は交付時に住基カードを返還してください。）

**手続き終了日**  
・住基カード **12月28日（月）**  
・住基カードを利用した電子証明書 **12月22日（火）**

平成28年1月から個人番号カードが発行されることに伴い、住基カードおよび住基カードを利用した電子証明書の新規発行・更新手続きは次の日程で終了します。

### 検査はお早めに！ 肝炎ウイルス検査を受けましょう

肝臓は沈黙の臓器ともいわれ、ウイルスに感染していても症状の出ないことがあります。ウイルス感染を放置すると、肝硬変や肝がんを発症する恐れがあります。疲れやすい、顔色が悪い（黄疸）などの症状が出た段階では、肝臓がかなり弱っています。ウイルスに感染しているかどうかは検査でしか分かりません。まだ受けていない人は、早めに肝炎ウイルス検査を受けましょう。ウイルス性肝炎は治療が可能です。

**▼肝炎ウイルス検査を受けるには**  
**〈保健所〉**  
とき 第2・4水曜日  
9時～11時  
ところ 坂井健康福祉センター  
対象 希望者（問診の上、検査を実施します。）  
費用 無料  
※申し込みは必要ありません。  
**〈市の集団検診〉**  
とき 平成28年2月7日（日）  
8時～10時  
ところ 保健センター  
対象 初回受診者  
費用 無料  
申込み 健康長寿課  
☎73・8023

### ご存じですか？ 要介護認定者の障害者控除

介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者手帳の交付を受けていなくても、市が認定することで、所得税法および地方税法上の障害者控除の対象となります。  
この制度は、要介護認定を受けただけで自動的に適用されるわけではありません。申請に基づき個々の状態を審査し、対象者に該当するかを市が判定します。認定された人

には「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、確定申告などでご利用ください。  
控除できる金額は障害者と認定されれば27万円、特別障害者は40万円になります。  
**対象** その年の12月31日時点で、要介護認定（要介護1から要介護5）を受けている人で、障害者手帳を持っていない人  
**問合せ** 健康長寿課  
☎73・8022

### コンビニ交付サービスを一時停止します

年末年始期間に、コンビニ交付サービスのメンテナンスを行います。  
メンテナンスの間はサービスをご利用になれません。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。  
**期間**  
12月29日（火）  
～平成28年1月3日（日）



**▼確定申告の時期は混み合います！**  
個人番号カードの申請が混み合った場合、確定申告時期に交付が間に合わないことが予想されます。電子証明書の有効期限をご確認の上、必要に応じて手続き終了日までに住基カード用電子証明書の更新を行ってください。

**問合せ** 市民生活課  
☎73・8014

### 第2次あわらし総合振興計画 パブリックコメントを募集します

あわらしのまちづくりの指針となる総合振興計画。現在の計画が今年度で満了することから、新しい総合振興計画を策定します。  
私たちのまちの将来を展望する大事な計画です。市民の皆さんのご意見をお寄せください。  
**案件名** 第2次あわらし総合振興計画(案)  
**内容** 平成37年度を目標年度とした10年間の基本構想と平成32年を目標年度とした基本計画で市政全般の方針について定めるものです。  
**募集期間** 12月21日（月）  
～平成28年1月15日（金）

**提出方法**  
期間内に持参、郵送、FAXまたはメールでご意見をお寄せください。その際、住所、氏名および連絡先を明記してください。パブリックコメント制度の仕組みなどについては、政策課へお問い合わせください。  
**問合せ**  
〒919-0692  
あわらし市市姫三丁目1番1号  
あわらし市役所 政策課  
☎73・8005  
☎73・1350  
✉seisaku@city.awara.lg.jp

### 個人番号カードを利用した コンビニ交付サービスについて

個人番号カードの交付を申請した人には、平成28年1月から順次カードの交付が開始されますが、コンビニ交付サービスを利用できるようになるのは、**平成28年2月3日（水）**からの予定です。  
それまでの期間については、住基カードを所有している人

のみコンビニ交付サービスの利用が可能です。  
正式な利用開始日は決まり次第お知らせします。  
※個人番号カードは申請した人へのみ交付されます。  
**問合せ** 市民生活課  
☎73・8014



### 国民健康保険からのお知らせ 上手に活用しましょう！—ジェネリック医薬品—

**そもそもジェネリック医薬品って？**  
低価格で、安全性や効き目が新薬（先発医薬品）と同等と認められている医薬品です。

**特徴は？**  
① 家計にやさしい  
新薬の場合、開発に長い年月と費用がかかり、一定期間特許で守られているため、高価格になります。一方、ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に同じ有効成分を使って開発されるため、開発費が少なく、低価格になります。  
複数のお薬の服用や長期服用が必要な場合などは薬代が軽減されます。



参照：ジェネリック医薬品学会「フレット」ご存知ですか？家計にやさしいお薬を！

- ② 医薬品の種類が豊富  
高血圧や糖尿病などの生活習慣病のほか、さまざまな病気や症状に対するジェネリック医薬品があります。  
※新薬しか販売されていない場合があります。
- ③ 効果と安全性は確認済み  
添加剤が異なる場合がありますが、安全性、有効性および品質について国が厳格な審査の上、製造販売の承認をしている薬です。  
※先発医薬品に比べ、大きさや形、味やにおいが異なる場合もあります。

**ジェネリック医薬品に変更するには？**  
ジェネリック医薬品を処方してもらうには、病院や診療所の医師による診療や同意が必要です。変更を希望する場合は、かかりつけの医師または薬剤師に相談してください。  
※「ジェネリック医薬品希望カード」を健康長寿課で交付しています。

**問合せ** 健康長寿課 ☎73-8023



上手に活用することで、個人の負担軽減だけでなく、医療保険制度を守ることにつながるよ！

国民健康保険キャラクター  
COPPOちゃん